

「みやざきモデル」普及推進事業 企画提案協議実施要領

1 件名

「みやざきモデル」普及推進事業

2 業務目的

1 1月以降、会食や職場・家庭の場における新型コロナウイルス感染症が急拡大する中、「新しい生活様式」に対応した会食のあり方「みやざきモデル」について、様々な媒体を活用しながら発信し、県民の行動変容を促すとともに、事業者等の自発的な取組を促進し、感染拡大防止と経済活動の両立を図ることを目的とする。

3 業務概要

「みやざきモデル」普及推進事業 仕様書のとおり

4 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

5 概算業務価格

11,985,380円

※ 履行までに要する全ての経費を含む。支払は業務終了後の精算払とする。

6 支払

業務完了後の精算払いとする。

7 事務を担当する部局

宮崎県福祉保健部福祉保健課企画調整担当

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

TEL: 0985-26-7074 FAX: 0985-26-7326

電子メール: fukushihoken@pref.miyazaki.lg.jp

8 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮崎県競争入札参加資格者名簿に登録された営業種目が「サービス（役務の提供）」の者、又はこの業務委託と同様、同規模以上の業務の実績を有する者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

- (4) 企画書等の提出の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。
- (6) 共同企業体の場合は、すべての構成員が（１）～（５）までに掲げる要件を満たすこと。

9 企画提案競技の方法

企画提案競技の方法は、県庁ホームページにおいて告知するとともに本要領及び「みやざきモデル」普及推進事業 仕様書を掲載する。

10 仕様書等の配布場所及び配布期間

(1) 配付資料

ア 仕様書 イ 応募様式集 ウ 業務委託契約書案

(2) 配布場所 本要領7の場所

(3) 配布期間 令和2年12月22日（火曜日）から令和2年12月28日（月曜日）まで（土曜日、日曜日、休日を除く。）

※ 配付資料については、上記期間中宮崎県のホームページ（募集・お知らせ）からダウンロード可能です。

11 スケジュール

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 公告 | 令和2年12月22日（火曜日） |
| (2) 参加申込締切 | 令和2年12月28日（月曜日） |
| (3) 質問受付締切 | 令和3年1月5日（火曜日） |
| (4) 企画提案書等の提出締切 | 令和3年1月6日（水曜日） |
| (5) 結果通知 | 令和3年1月上旬 |
| (6) 契約締結 | 令和3年1月上旬 |

12 企画提案競技への参加申込

本公募型プロポーザルに参加を希望する者は、参加申込書（様式第1号）を、また、代理人を選定した場合にあっては委任状（様式第2号）、共同企業体を構成する場合にあっては企業共同体協定書（様式第3号）をファクシミリにて提出すること。なお、未達を防ぐため、送信後、到達確認の電話を下記担当宛て行うこと。

(1) 提出先：宮崎県福祉保健部福祉保健課企画調整担当
(FAX: 0985-26-7326)

(2) 提出期限：令和2年12月28日（月）午後5時15分まで

(3) その他：様式第1号、第2号及び第3号は、企画提案書提出時に原本を提出すること

1 3 質問及び回答

実施要領等に関する質問は、質問書（様式第4号）をファクシミリ、電子メール又は持参により、令和3年1月5日（火）午後5時15分まで受け付ける。ファクシミリの場合は、未達を防ぐため、送信後、到達確認の電話を下記担当宛てを行うこと。

なお、軽微なものを除き、質問に関する回答は、本公募型プロポーザル参加申込者全員に書面（電子メール）にて連絡する。

1 4 企画提案書等の提出

(1) 提出先：本要領7

(2) 提出方法：持参又は郵送

(3) 提出期限：令和3年1月6日（水）午後5時15分まで（必着）

※ 期限までに提出がない場合は、辞退したものとする

(4) 提出物

① 企画提案競技申請書（様式第5号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・【原本1部】

② 企画提案書（任意様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・【原本1部、コピー6部】

・ 日本工業規格A列4番の用紙で作成すること。

・ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。なお、企画提案書の記載に際し、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

③ 見積書（任意様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・【原本1部】

・ 見積額は〇〇〇千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

・ 各項目の単価、数量が判断できる内訳を記載し、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断可能な積み上げ方式とすること。

④ 県税に未納がないことを示す納税証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・【原本1部】

⑤ 会社概要（既存のもので可）・・・・・・・・・・・・・・・・・・【1部】

1 5 受託者の選定

公募型プロポーザルを実施し、書類審査の上、委託先を選定する。

1 6 審査方法・基準

(1) 審査方法

審査方法は公募型プロポーザル方式とし、参加者による企画提案書を次の審査基準により審査して最も優れた提案を選定する。

なお、審査の結果、選定条件を満たす者が複数ある複数あるときは、審査、審査員の多数員の多数決により選定する。

(2) 審査基準

別紙「みやざきモデル」普及推進事業に係る公募型プロポーザル企画提案審査基準による。

17 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択に関わらず通知する。

18 決定後の事業計画について

委託先の決定後、事業計画の内容について、受託者との協議の上、変更することがある。

19 業務委託契約の締結について

- (1) 審査の結果、契約の相手方を決定した時は、業務委託に関する詳細について協議の上、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）に定める随意契約の手続きにより、予算の範囲内で契約書を締結するものとする。
- (2) 最優秀提案者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。

20 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

21 企画提案の無効

- (1) 参加する資格のない者又は本要領8の参加資格を満たさなくなった者
- (2) 参加申込書又は企画提案書に虚偽の記載をした者
- (3) 2件以上の企画提案をした者
- (4) 提出期限までに参加申込書を提出しなかった者
- (5) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった者
- (6) 自ら提案するとともに、他人の代理人として提案した者
- (7) 2人以上の代理人をした者
- (8) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影若しくは重要な文字を誤脱した者、又は不明な提案をした者

22 その他

- (1) 本公募型プロポーザルの企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案者から提出された書類は返却しない。なお、県は提出された書類を、本公募型プロポーザル以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (3) 必要に応じて、企画提案書や見積書以外の資料の提示を求めることがある。
- (4) 採用された企画案は、協議の上、手直しする場合がある。
- (5) 本公募型プロポーザルの参加により県から知り得た情報は、他社に漏らしてはならない。
- (6) 見積額については、県と最優秀提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める。
- (7) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則によるものとする。